

## バロックジャパンリミテッド人権方針

「バロックジャパンリミテッド人権方針」（以下、本方針）は、人権尊重の取り組みをグループ全体（以下、バロック）で推進し、その責務を果たしていく指針として、2024年2月、経営トップを含む経営陣のコミットメントの下で、取締役会の承認を経て定めたものです。

### 1. 基本的な考え方

バロックは、企業理念として「挑戦」を掲げ、バロック発の「文化」を世界へ発信する価値提案企業を目指しています。また、バロックのサステナブルな取り組みとは環境配慮素材で服を作る事だけではなく、持続可能な社会、会社を作るための取り組みです。

バロックは、それらの実現に向け、事業活動にかかわるすべてのステークホルダーの人権が尊重されなければならないことを理解しています。また、自社の事業活動に関わるサプライチェーン全体が、直接または間接的に人権に負の影響を及ぼし得ることを理解し、人権尊重の責任の重要性を認識しています。

バロックは、「国際人権章典」「国際労働機関（ILO）の中核的労働基準」および「ビジネスと人権に関する国連の指導原則」を基盤として本方針を定め、すべての役員および従業員がこれを理解・遵守し、人権の尊重に向けて主体的に行動することを目指します。

バロックは、事業活動を行うそれぞれの国または地域における法と規制を遵守します。国際的に承認された人権原則と各国の法令が相反する場合には、国際的な人権原則を最大限に尊重するための方法を追求します。

### 2. 適用範囲

本方針は、バロックのすべての役員及び従業員に適用されます。また、バロックは、自社の事業・商品・サービスに関係するサプライヤーをはじめとするすべての関係者に対しても本方針の理解と遵守を期待し、要請します。

### 3. 事業活動に関わる重要な人権課題

バロックは、事業活動に関わる下記の人権課題への取り組みが、責任ある事業慣行の重要な要素であると認識しています。

- ・強制労働・児童労働の禁止
- ・ハラスメント・差別の禁止
- ・労働条件および職場環境の配慮
- ・安全で健康的な労働環境の整備

#### 4. 人権デュー・デリジェンスの実施

バロックは、「ビジネスと人権に関する国連の指導原則」に準拠して人権デュー・デリジェンスの仕組みを構築し、バロックが社会に与える人権に対する負の影響を特定し、その予防および軽減を図ります。

#### 5. 救済と是正

バロックは、事業活動が人権に対する負の影響を直接的に引き起こしている、あるいは助長していることが判明した場合、適切な手段を通じてその是正および救済に取り組めます。

#### 6. ステークホルダーとの対話や協議

バロックは、本方針を実行する過程において、必要に応じて外部専門家の知見を活用します。また、関連するステークホルダーとの対話と協議を真摯に行います。

#### 7. 情報開示

バロックは、人権尊重の取り組みの進捗、およびその結果をウェブサイトなどで開示します。

#### 8. 教育

バロックは、本方針が効果的に実施されるように、その役員及び従業員に対し、適切な教育・研修を行います。

制定：2024年2月  
株式会社バロックジャパンリミテッド  
代表取締役社長 兼 最高経営責任者  
村井 博之

